

五泉市農業委員会

令和4年 第6回 定例総会議事録

会議開催 令和4年6月30日(木) 午後2時30分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
15番 阿部 伸由	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

議案第4号 事務局職員の任免について

局長 それでは、令和4年 第6回定例総会を開催いたします。
会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会長 ～～あいさつ～～

議長 ただいまから、令和4年 第6回総会を開会いたします。
日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、19人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。
次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議長 それでは、議席番号5番 大槻彰吉 委員、6番 高橋喜美子 委員にお願いします。
また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。
続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。
調査班の班長3番 今井聡 委員から報告してもらいます。

調査班長（今井聡 委員）

はい議長。議席番号3番、現地調査班 今井です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として6月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、長谷川 委員、齋藤 推進委員、渡邊 推進委員と、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、三本木、尻上、川瀬、中川新、論瀬、一本杉、羽下、村松地区では、南田中、安出、下戸倉等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数3件で、贈与が2件、使用貸借が1件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。番号1番は、贈与での所有権移転の案件となります。

譲渡人、譲受人双方の耕作の便を図るため、畑1筆、面積62㎡を贈与するものです。

4ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号2番は、贈与での所有権移転の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、面積793㎡を贈与するものです。

5ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

番号3番は、使用貸借の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田3筆、合計面積2,554㎡を親子間で無償で貸し借りするものです。

6ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（今井聡 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は論瀨地内の田で、番号2番は中川新地内の田、番号3番は一本杉地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。ご説明をいたします。
今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数2件で、売買1件、賃貸借1件であります。
9ページをご覧ください。番号1番は安出地内の畑3筆、合計面積446㎡を製材置場とする永久転用案件で、売買となります。
16ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。
申請地は、安出地内の第1種でも第3種にも該当しない第2種農地で、小規模の生産性の低い農地であり周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。
9ページに戻っていただき、番号2番は中川新地内の田3筆、合計面積6,287㎡を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。
22ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「アー(イ)-c」であります。
申請地は、中川新地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。
使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 　（今井聡 委員）

　　はい議長。説明いたします。

　　番号1番は安出地内の休耕畑で、番号2番は中川新地内の田でありました。
特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

　　～～質疑応答なし～～

議 長 　　無ければ、採決に入ります。

　　「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定
することに賛成の委員は挙手をお願いします。

　　～～挙手全員～～

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」
は、原案のとおり決定されました。

　　続きまして、「議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画について」の「通常案件」についてお諮りします。

　　この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

　　37ページの議案番号11番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により
退室してください。

　　（関係 委員 退室）

議 長 　　「通常案件」の議案番号11番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 　　はい、議長。

議 長 　　松村主査

松村主査 　　はい、議長。説明いたします。

　　37ページをご覧ください。番号11番は利用権設定の再設定案件です。番号11番は
合計面積3,000㎡。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです

　　この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の
内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 11 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 11 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の議案番号 11 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい、議長。説明いたします。

先程、ご審議いただいたものを含め、今月の通常案件は 15 件、その内、賃貸借の新規は 9 件、再設定は 6 件の申し出がございました。

25 ページからをご覧ください。番号 1 番から 9 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 12,864 m²。番号 2 番は、合計面積 42,591 m²。

番号 2 番は、未相続農地ですが、関係権利者の同意を得て、申出者を推定相続人代表として申請を受理しました。

番号 3 番は、合計面積 4,052 m²。番号 4 番は、合計面積 11,718 m²。

番号 4 番は、未相続農地ですが、関係権利者の同意を得て、申出者を推定相続人代表として申請を受理しました。

番号 5 番は、合計面積 3,307 m²。番号 6 番は、面積 2,168 m²。番号 7 番は、面積 2,069 m²。番号 8 番は、合計面積 3,091 m²。

番号 7 番と 8 番は、未相続農地ですが、関係権利者の同意を得て、申出者を推定相続人代表として申請を受理しました。

番号 9 番は、面積 909 m²。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、37 ページをご覧ください。番号 11 番を除く番号 10 番から 15 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

渡辺清滋 委員 はい。

議 長 はい、渡辺 委員。

渡辺清滋 委員

2 番、渡辺です。25 ページのことではありますが、〇〇組合、胎内市ということですが、初めてなので、なぜわざわざこちらへ来るのかな、と思いました。

それと若干なんですが、10 アール当り 1 万円というのはやや安いのかな、と思いました。町屋であれば 1.5 俵くらいかなと思っているんですが、その辺り絡めてお答えをお願いします。

議 長 事務局、よろしくをお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 はい、松村主査。

松村主査 はい、議長。お答えします。まず、譲受人の件ですが、申請時に譲受人、譲渡人が来庁した際に聞き取りをいたしました。

譲受人に関しましては、今年立ち上げたばかりの農事組合法人とお聞きしております。胎内市で園芸部門を、五泉市で水稻部門をやりたい、ということでございます。

譲渡人が今回の譲受人の従業員であるとお聞きしております。

次に、契約の内容につきまして確認したところ、お互いの話し合いのなかで決めさせていただいた、とお聞きしています。以上です。

議 長 はい、渡辺 委員、よろしいですか。

渡辺清滋 委員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 11 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 11 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 4 号 事務局職員の任免について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

局 長 はい議長。

議 長 局長。

局 長 それでは机上配布された資料をご覧ください。

年度の途中でありますので、7 月 1 日付けの人事異動がございます。村松事務所の加藤主査が五泉地域衛生施設組合へ転出し、代わりに地域振興課の牛腸主査が転入する予定です。以上です。

議 長 それでは、この議題について審議を行いますので、事務局職員は退室して下さい。

(事務局職員 退室)

議 長 事務局職員の任免について私から説明申し上げます。

(会長から市長協議の内容等を含めて情報提供)
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第 4 号 事務局職員の任免について」承認される方は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 4 号 事務局職員の任免について」は、原案のとおり決定されました。事務局職員は入室して下さい。

(事務局職員 入室)

議 長 それでは、午腸さん。前へ。年齢も聞かれましたので。

午腸主査 ～～あいさつ～～

議 長 それでは一生懸命お願いいたします。他の職員も協力していただきたいと思います。

議 長 以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。
これをもちまして、令和4年第5回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時00分 閉会)